

新カシマサッカースタジアム基本計画策定支援業務に係る公募型プロポーザルに関する質問に対する回答

茨城県政策企画部地域振興課

No.	回答日	質問内容	回答
1	令和8年4月28日	基本計画業務以降の設計及び建設業務への参加制約 ・本基本計画策定支援業務に関与した場合、その後の設計及び建設業務への参加制約について記載がないことから、特段の制約が無いものと認識しておりますが、その理解でよろしいでしょうか。	本基本計画策定支援業務は、スタジアムの規模・機能や事業スキーム等、今後の設計・建設業務に係る前提条件の整理・検討を含む業務であり、また、民間事業者へのサウンディング調査等を実施することを予定しています。 このため、本業務の受託者（再委託先を含む。）が、将来実施予定の本スタジアムの設計業務及び建設業務に、事業者として応募又は参画することはできないものとします。 なお、当該事業において発注者を支援する立場での業務への参加については、この限りではありません。
2	令和8年4月28日	過年度報告書の開示について ・本スタジアムに係る検討は、令和2年度から実施されているものと理解しています。過年度の報告書について、守秘義務誓約書を提出するなどの対応の上、開示をお願いできると幸いです。	本スタジアムに係るこれまでの検討に関する資料のうち、現時点で提供できる資料は、令和8年2月に実施した記者会見の公表済み資料に限られます。 カシマサッカースタジアム新スタジアムプロジェクトに関する記者会見（2026年2月12日） https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/chikei/keikaku/stadiumpj/260212.html なお、本業務の受託者に決定した事業者に対しては、契約締結後に秘密保持契約等を締結した上で、業務遂行に必要な範囲で関連資料を提供する予定です。
3	令和8年4月30日	①本業務について、共同企業体（JV）での参加は認められますでしょうか。 ②JVでの参加が可能な場合、公告「2 参加者の資格要件」（7）に規定されている同種業務の実績要件については、JVの代表企業および構成員の双方が当該要件を満たす必要があるのか、それとも 代表企業のみ、または構成員のいずれかが満たしていれば足りるのか、ご教示ください。 ③JVで参加する場合、構成員が茨城県の建設コンサルタント業務に係る入札参加資格を保有していない場合でも、参加は可能でしょうか。 その場合、代表企業のみが当該資格を有していれば差し支えないか、併せてご教示ください。	①共同企業体（JV）での参加は可能です。 別紙1「新カシマサッカースタジアム基本計画策定支援業務委託共同企業体取扱要領」を確認してください。 ②別紙1「新カシマサッカースタジアム基本計画策定支援業務委託共同企業体取扱要領」の第3条を参照してください。また、共同企業体（JV）で参加を希望する場合、新カシマサッカースタジアム基本計画策定支援業務委託の公募に関する説明書「6 提出書類及び提出部数」における以下の書類は、代表企業及び構成企業のすべてについて提出してください。 ②資格要件に係る申立書（様式2） 1部 ③会社概要（様式3） 1部 ④実績調書（様式4） 1部 過去10年度以内の同種実績（3 参加者の資格要件（7））及び類似実績を記載すること。 また、契約内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。 ⑤会社概要（パンフレット等） 6部 ③茨城県建設コンサルタント業務等入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第474号）に基づく入札参加資格（建築関係建設コンサルタント業務）を有していない者でも参加は可能ですが、契約締結に際して当該資格を有していない場合は、構成員のすべての者が速やかに取得するよう努めてください。

4	令和8年5月13日	<p>①様式1及び2、見積書への押印について 上記書類について、押印不要との理解ですが、その理解でよろしいでしょうか。</p> <p>②提出書類の提出方法について 電子メールでの提出について、企画提案書と会社概要は6部提出することになっておりますが、電子メールによる提出の際は、他書類と同様に1部となる認識ですが、その理解でよろしいでしょうか。</p> <p>③業務スケジュールについて 本委託は、先導的官民連携支援事業の採択を受けているものと認識しております。通常、当該支援事業は契約時点・中間時点・報告書作成時点において、3回の報告を国土交通省に実施することが規定されていますが、中間時点の想定時期（申請時の想定含め）があればご教示ください。 また、庁内意思決定や議会報告など、既に想定されている各会議体への報告時期、業務スケジュールのマイルストーンとすべき時期の想定があればご教示ください。</p> <p>④これまでの検討で方向性が決定している条件等について これまで長く検討をされていますが、今回貴県主体でスタジアム整備を実施することとされていますが、その他に鹿島アントラーズ様との間で概ね方向性が決定している条件等が御座いましたら、ご教示ください。</p> <p>⑤業務内容の「（2）整備計画の検討」について 「ト伝の郷運動公園内に整備予定の新スタジアム及び付帯機能を対象とし、」と記載があり、「付帯機能」は具体的に何を示しておりますでしょうか。また、付帯機能の方向性等の概略でもイメージがあればご教示ください（費用負担等の大枠、運営主体など）。</p> <p>⑥業務内容の「（9）基本計画素案に対する県民意見募集の実施」について 県民意見募集の期間は、貴県の他事例を見ると1か月間の意見募集期間を確保するものと理解しています。その場合、業務期間等を鑑みると本基本計画の意見募集開始時期は12月下旬が想定されますが、想定が時期があればご教示ください。</p>	<p>①ご理解のとおりです。</p> <p>②ご理解のとおりです。</p> <p>③ 国土交通省への中間段階の報告について、現時点では8月～9月頃を想定しています。庁内への報告時期等については、現時点では未定です。</p> <p>④現時点で公表できる条件等はありません。 なお、本業務の受託者に決定した事業者に対しては、契約締結後に秘密保持契約等を締結した上で、業務遂行に必要な範囲で関連資料を提供する予定です。</p> <p>⑤本仕様書における「付帯機能」とは、新スタジアムの機能向上等を目的として整備する関連機能・施設であり、スタジアム単体の競技機能に付随して計画・整備されるものを想定しています。具体的には、今後の基本計画検討の中で整理することとなりますが、現時点では例えば以下のような機能が想定されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●観客サービス向上に資する機能 (例：映像装置、演出照明、飲食・物販その他サービス提供施設、VIPスイート、プレミアムシート等) ●スタジアム運営・管理に必要な機能 (例：運営諸室、メディア対応施設等) ●利用促進等に資する機能 (例：交流・イベントスペース、多目的利用空間等) ●交通・利便性確保のための機能 (例：駐車場等) <p>なお、「付帯機能」の具体内容や範囲については、鹿島アントラーズや関係者との協議、有識者会議からの提案等を踏まえ、基本計画策定の中で整理・決定していく予定です。</p> <p>⑥県民意見募集の実施時期については、基本計画素案の作成状況や関係者との調整状況等を踏まえ、業務の進捗状況に応じて、受託者と協議の上で決定する予定ですので、現時点で具体的な開始時期については未定です。</p>
5	令和8年5月13日	<p>仕様書 2 業務内容（2）整備計画の検討について、「本業務のほか、鹿島アントラーズや鹿嶋市による関連した検討が実施されているため、連携・協調の上、本業務を履行すること。」とあるが、プロジェクト全体の効率化や関係者間での不要な重複作業を削減する観点より、鹿島アントラーズや鹿嶋市による検討成果等を必要に応じて一定程度活用しながら、本業務を履行するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>鹿島アントラーズや鹿嶋市と適宜調整のうえ、必要に応じてそれぞれの検討成果等を活用しながら、本業務を履行することが可能です。</p> <p>なお、活用にあたっては、内容の妥当性等を確認のうえ、本業務の目的に照らして適切に整理・反映するものとし、本業務成果としての責任は受託者が負うものとします。</p>